

52.11.25 発行

発行・富士市役所
富士市永田61-1
編集・企画調整部広報広聴課
【毎月5日と25日発行】



『親と子で楽しむ』 オリエンテーリング(丸火自然公園で)

周囲の山々がすっかり紅葉し、スキーが立ちならぶ自然を楽しみながら11月6日(日)丸火の自然公園で「市民オリエンテーリング大会」が行われました。

このオリエンテーリングは、家族づれや若い男女のグループなど約150名が参加、地図と磁石をたより

に少年自然の家をスタート、きめられた家族向けの6コースにいどみました。この間、8つのポイントをさがしながらもっとも短い時間に探しめてゴールインするという親と子が一緒になって楽しめる競技です。この日、少年自然の家をスタートした親と子をはじめ若いカップルたち

が、地図と磁石をもって丸火自然公園の林の中で親地図から自分が回るコースを丹念に地図に写したり、ポストの記号をチェックカードに記入するなどコースを間違ってはたいへんとばかりみんな一生懸命でした。グループの中には、林や沢の中で方向をまちがえ逆のコースを歩く者や、磁石をグルグル回しながら沢の中で迷い込み半ベソをかくグループも出て指導員も誘導するのに一汗かく一幕などありました。

工場等の振動規制

53年1月1日から実施されます

振動公害を防止して、住民の生活環境を守るために、振動規制法が、昭和51年12月1日施行されました。静岡県では、この法律に基づいて工場振動と建設作業振動を規制するため

①地域の指定。②規制基準。③時間区分を次のとおり定めました。これにより、昭和53年1月1日から振動規制が実施されることになりました。

新設、増設の場合は 届出が必要になります

下記の特定施設を設置してある工場は、振動の特定工場として、昭和53年1月30日までに届出をしなければなりません。また、新しく特定施設を設置する場合又は増設する場合は、工事に着工する30日以前に届出が必要です。

《特定施設》

金属加工機械、圧縮機、土石用又

は鉱物用の破碎機、摩碎機、あるいは分級機、織機、コンクリートブロックマシン、コンクリート管及びコンクリート柱製造機、木材加工機械、印刷機械、ゴム又は合成樹脂練用のロール機、合成樹脂用射出成形機、鋳型造型機、なお施設の能力によって届出を必要しないものもありますので、くわしいことは市公害課へお尋ねください。

規制基準と時間帯

規制基準は地域の状況および生活

の時間帯より、下の表のとおり定められています。

■特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	時 間 午前8時～午後8時	夜 間 午後8時～翌日の午前8時
第1種区域の1	60 デシベル	55 デシベル
第1種区域の2	65 デシベル	55 デシベル
第2種区域の1	70 デシベル	60 デシベル
第2種区域の2	70 デシベル	65 デシベル

ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館および特別養護老人ホームの敷地の周囲50㍍の区域内では上の表の規制基準値から5デシベル減じた特別の基準が設けられています。

また、区域の区分は都市計画法による用途地域に準拠して定められている騒音規制の区域の区分に従い次のとおり定められています。

(参考)

振動レベル単位

デシベル (dB) …

…鉛直補正加速度レベル

振動の大きさを人体の振動感覚に補正した評価尺度で、ISO（国際標準化機構）によって提案された人体の鉛直振動に対する振動暴露基準の考え方を準用して定められています。

振動レベルを地震の大きさで表わすと次のとおりです。

- ・55dB以下…無感（震度0）人体に感じない程度
- ・55～65dB…微震（震度1）特に地震に注意深い人だけに感じる地震
- ・65～75dB…軽震（震度2）大げいの人に感じる程度のもので戸、障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震
- ・75～85dB…弱震（震度3）家屋がゆれ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯などが相当ゆれる地震

振動規制法による 区域の区分	騒音規制法による 区域の区分	都市計画法による 用途地域等
第1種区域の1	第1種区域	第1種住居専用地域
第1種区域の2	第2種区域	第2種住居専用地域、住居地域、市街化調整区域
第2種区域の1	第3種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域
第2種区域の2	第4種区域	工業地域、工業専用地域

特定建設作業についての規制 作業開始7日前までに届出る

■特定建設作業についての勧告に係る基準

区分	特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ	作業ができない時間	1日当たりの作業時間		同一場所における作業期間	日曜休日ににおける作業
			第1号区域	第2号区域		
	75デシベルを超える大きさのものでないこと	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時	10時間	14時間	連続6日 禁止

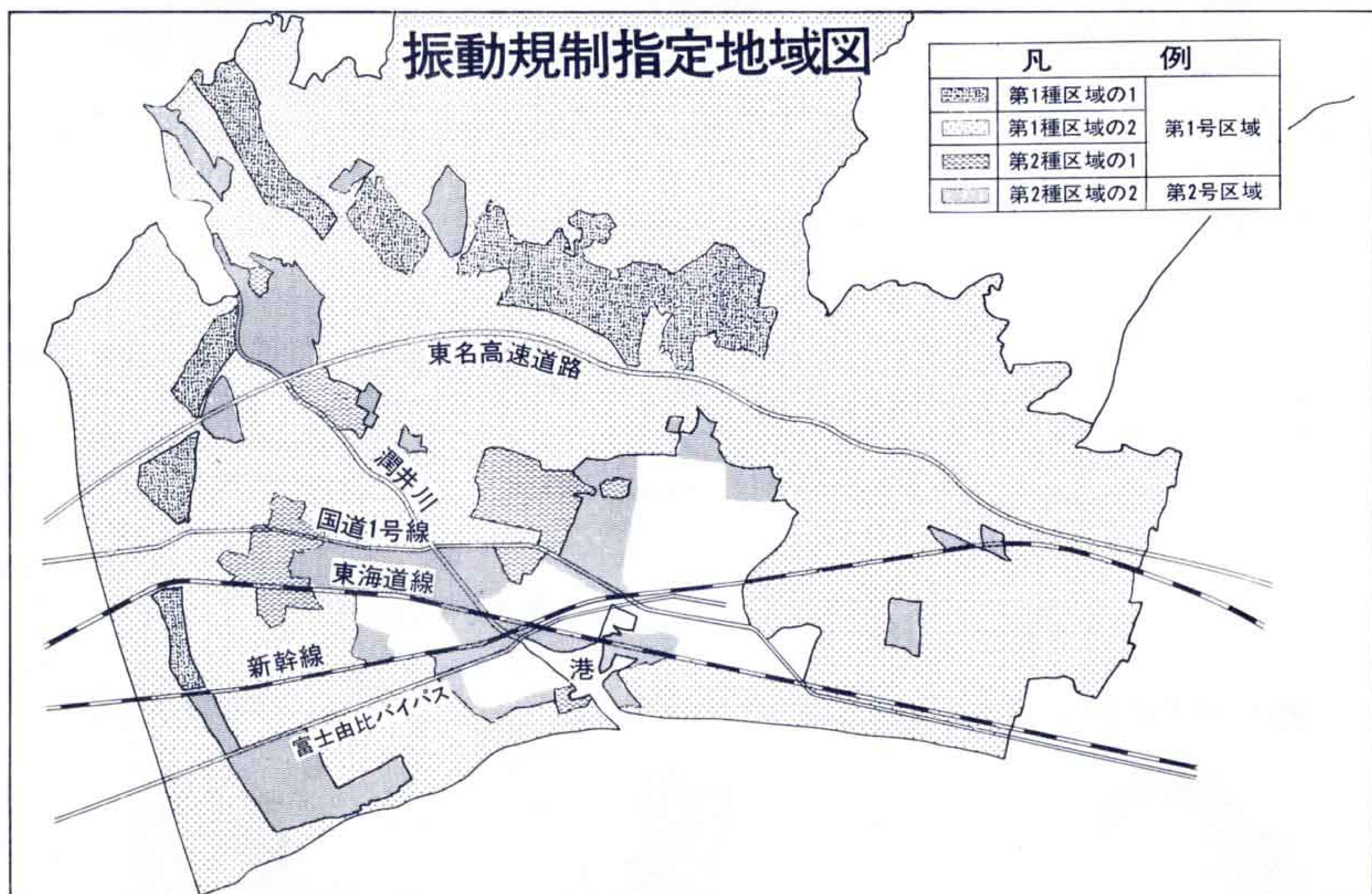
第1号区域…指定地域のうち、第2号区域以外の区域

第2号区域…第2種区域の2のうち、学校、病院等からおおむね80m以内の区域を除いた区域

つぎの特定建設作業をする場合は作業開始の7日前までに届出が必要です。

《特定建設作業》

- ・くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
 - ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
 - ・ブレーカーを使用する作業
- 特定建設作業に伴って発生する振動についての基準は左の表のとおり定められています。



市長選挙・市議会議員補欠選挙について

- 立候補予定者説明会 12月7日(水) 午前10時
市役所8階第1会議室
- 告 示 12月15日(木)
- 立候補届出期間 12月15日(木) 16日(金) の
午前8時30分から午後5時まで
市役所8階第1会議室
- 市長選挙立会演説会 12月19日(月) 午後6時30分
から富士文化センターホール
12月20日(火) 午後6時30分
- 投票日 12月25日(日)
午前7時から午後6時まで
(但し勢子辻は午後4時まで)
- 投票の順序 市長選挙の投票が先、次に
市議会議員補欠選挙の投票
- 開 票 12月25日(日) 午後8時
市立体育館

晴れの秋の叙勲の道

秋の叙勲・市内で6名の方が受彰

昭和52年秋の叙勲受彰者が決まり、市内では次の6名の方が晴れの栄誉に輝きました。

勳四等瑞宝章



村松 啓吾さん
(72才・宮島)

<功績内容>

大正10年国鉄富士駅々手として拝命以来、40年有余の長きにわたり、「鉄道一筋」に生き、この間、国鉄富士駅長をはじめ豊橋、静岡駅長などの要職を歴任されるとともに、業務の改善工夫の功績により、鉄道顕功章の名誉に浴されるなど鉄道の発展につくされた。

勳五等双光旭日章



大村 光男さん
(71才・入山瀬)

<功績内容>

昭和22年以来、鷹岡町議会議員、富士市議会議員、静岡県議会議員として通算在職24年の長きにわたり、地方自治に参画され、地方自治の伸展と市民福祉の増進につとめられたほか、教育や農業基盤整備にもつくされた。

勳五等瑞宝章



浅井 光義さん
(70才・厚原)

<功績内容>

昭和26年以来、26年有余にわたり静岡県行政書士会の発展のために尽力され、その間、日本行政書士会連合会々長をはじめ、静岡県行政書士会々長、静岡県社会保険労務士会々長などの役員を歴任されたほか、鷹岡町議会議員、富士市議会議員として在任12年有余にわたって地方自治の伸展と市民福祉の向上につくされた。

勳五等瑞宝章



佐野 富男さん
(70才・水戸島)

<功績内容>

全国家庭用薄葉紙工業組合連合会理事長をはじめ静岡県紙業協会々長などの要職を20年有余にわたり歴任され、製紙工業の伸展、特に中小企業の拡充発展につくされた。

勳七等瑞宝章



佐藤 新平さん
(71才・川成島)

<功績内容>

昭和11年10月消防手として拝命以来、30年有余の長きにわたり、富士市消防団副団長、同分団長などの要職を歴任され、任務の遂行に邁進し市民の生命財産と民生の安定につくされた。

勳七等瑞宝章



田中しまさん
(70才・今泉)

<功績内容>

昭和21年以来、30年有余の長きにわたり郵便集配受託の仕事を引き受け、吉原郵便局管内の辺地、勢子辻や千東部落の郵便を守り、一日として休むことなく「郵便配達のおばさん」の愛称で親しまれ、誠意と責任をもって郵便集配業務を全うされた

使う火を消すまで離すな目と心

老人の一人暮らし住宅の防火診断 =秋の火災予防運動.12月2日まで=

市消防本部では、火災シーズンをむかえ市民ひとりひとりの防火意識の向上と火災発生防止および人命損傷の絶滅をはかるため、ことしも11月26日から12月2日まで「秋の火災予防運動」を行います。

こんどの重点目標は幼児、老人の焼死防止対策の徹底と生きた自主防火管理体制づくりをあげ、この期間中、一般住宅防火診断をはじめ老人の一人暮らしの住宅防火診断、自衛消防操法研修会や防火ポスターの募集などきめ細かい行事を盛りたくさん

出火原因調べ

出火原因	年別	
	52年 1月~10月	51年 1月~10月
タバコの不始末	69	69
子供の火あそび	9	13
煙接の火花 (電気、酸素)	7	11
ガス器具取扱い 不注意	5	1
ガス風呂の空焚き	4	10
放火(疑いを含む)	4	2
天ぷら鍋の過熱	3	5
煙突の過熱及び火の粉	2	0
焚火	5	2
不明火	4	4
その他	1	4
調査中	20	17
	3	0

織込んで「火の用心」のPR運動を実施します。

ことし1月から10月まで市内に発生した火災件数は69件で、うち建物火災が50件、車両5件、林野、船舶各2件、その他10件となっており、また死者1名の傷者15名を数えています。出火原因の主なものは、なんといっても「タバコの不始末」の9件がトップで、次に「子どもの火遊び」7件、煙突の過熱及び火の粉および焰接の火花が各5件となっています。

試みにことし1月から10月まで(51年同期比)の出火原因は左の表のとおりです。

また市消防本部では、火災シーズンを迎えて一般家庭および事業所に対し次のことをぜひ守って火を出さないよう注意を呼びかけています。

►一般家庭では

- ①幼児、老人だけを残して外出することは極力避けましょう。
- ②幼児、老人の安全な避難方法を考えましょう。
- ③就寝前の火の元点検を必ず行いましょう。
- ④寝タバコは絶対にやめましょう。またさせないよう常に注意しましょう。
- ⑤自分が使う火は消すまで責任をも

秋季火災予防運動

自11月26日
至12月2日



富士市消防本部・富士市防火協会

ち、その都度安全を確認しましょう。

- ⑥一日1回は防火について反省しましょう。

►職場では

- ①職場ぐるみで、消火、通報及び避難訓練を実施しましょう。
- ②消防用設備等を総点検し、いつでも使えるようにしておきましょう
- ③非常口付近や通路には物を置かないようにしましょう。
- ④職場教育を徹底し、職場の防火意識を高めましょう。
- ⑤複合用途ビル入居者は、共同防火についてお互いに責任を果たしましょう。



石油ストーブは“対震安全消火装置付”を

地震のときの石油ストーブによる火災は、ストーブの上に物が落ちたり、ストーブが倒れたりして起きています。地震で怖いのは、直接の揺れによる建物の倒壊よりも地震に伴う火災の被害です。地震時に備えて、昭和53年1月1日から移動式の石油ストーブはすべて「対震自動消火装置」のついたものでなければ使えなくなりましたのでご注意ください。

国民年金シリーズ②

知っていますかみんなの国民年金

早くうけると
やすくなる

問 (7) 私は国民年金に、昭和36年4月から加入して今年8月満60才になりましたので、市役所から国民年金保険料納付終了通知書をいただきました。私は16年4カ月納付期間がありますが、年金はいただけるでしょうか。

答 国民年金の老令年金の受給資格要件は、被保険者期間が25年以上必要とされています。しかし制度が発足した昭和36年4月1日に31才をこえていた昭和5年4月1日以前生まれの人については、この条件を満すことが困難ですので、この25年を24年から10年までの範囲でその年令に応じて、別表のとおり短縮されております。したがってあなたの場合は老令年金を受けるのに必要な期間である12年以上保険料を納めておりますので65才から老令年金が支給されます

また老令年金の支給開始年令は原則として65才とされていますが、60才以上65才未満の間で年金の支給をいつでも希望することができます。

このように65才前に年金の受給を希望することを年金の繰上請求といっています。この繰上請求をした場合、請求者が65才から受ける年金額から

60才以上	61才未満	で	42%減額
61 "	62 "	"	35%
62 "	63 "	"	28%
63 "	64 "	"	20%
64 "	65 "	"	11%

というように請求したときの年令に応じ一定の率で減額された年金額となります。この減額される率は生涯変わりません。

(別表)



老令年金・通算老令年金の受給資格期間の特例

大正 5.4.1以前に生れた者	10年
" 5.4.2 ~ 大正 6.4.1	11年
" 6.4.2 ~ " 7.4.1	12年
" 7.4.2 ~ " 8.4.1	13年
" 8.4.2 ~ " 9.4.1	14年
" 9.4.2 ~ " 10.4.1	15年
" 10.4.2 ~ " 11.4.1	16年
" 11.4.2 ~ " 12.4.1	17年
" 12.4.2 ~ " 13.4.1	18年
" 13.4.2 ~ " 14.4.1	19年
" 14.4.2 ~ " 15.4.1	20年
" 15.4.2 ~ 昭和 2.4.1	21年
昭和 2.4.2 ~ " 3.4.1	22年
" 3.4.2 ~ " 4.4.1	23年
" 4.4.2 ~ " 5.4.1	24年
" 5.4.2以後に生れた人	25年

違反食品は販売禁止

市内スーパー・食料品店168カ所を立入検査

年末年始の食品衛生の徹底化をはかるため富士保健所は、11月9日、10日の2日間にわたりて県衛生監視機動班の応援を得て市内のスーパー、食料品店、食品製造工場など168カ所の立入り検査を実施しました。この結果が11日まとめました。

それによりますと、違反21件を摘発し、違反食品に対しては販売禁止処分にしました。違反の主なものは製造月日や量目などの表示のない違

反8店の23品目にあがり菓子パン、生ガキ、お茶などが目立ちました。つぎに保存基準違反は7店の13品目で魚肉ハム、ソーセージなどが多くこのほか無許可施設(魚介類、包装食品など)6店がありました。

また同保健所は、11日不良食品の追放や食品衛生、食品の販売について消費者、業者それに保健所の三者によって懇談会を開き消費者側の代表からは「同日立入検査に同行した

ところスーパーなどにゴキブリがはっていたのを見つけました。また、店員の手洗いが徹底していない、生食品の冷蔵施設がしっかりしていないなどきびしい注文がつけられました。

ペットを抱いての
買い物はやめよう

また業者側からは「消費者の一部には、犬や猫などのペットを抱いて平気で食品類をえらんでいる光景が案外に多く見かけます。衛生上これだけはぜひやめて欲しい」などの意見交換がありました。

“自慢の寿し”で慰問

鮨商組合が富士老人ホームへ

富士老人ホームへ11月14日富士鮨商組合青年部一行10名がジャリ、ネタ持参で慰間に訪れホームのおとしよりたちは久し振りに、おいしい江戸前寿しに舌づみをうちました。

この訪問は毎年11月に同組合青年部が定期的に行っているもので、ことして第5回目を迎えます。この日青年たちは、ネジリ鉢巻にハッピ姿で日頃自慢の腕をフルにしぶって新鮮なエビや中トロ、のり巻、アナゴなどがつぎからつぎへとにぎられたちまち47人前ができあがり、早速ホームのおとしよりは「赤だし」つきで会食しました。



第21回菊花展

東田子の浦駅に300鉢

赤、白、黄いろとりどりの大輪、懸がいなどみごとな菊が東海道本線東田子の浦駅構内に300鉢が飾られ、車窓の人たちから旅の疲れをいやす一服の清涼剤としてよろこばれています。これは岳南農事研究会（小川守夫会長）が始めてことして第21回の菊花展になります。駅頭には、殆んどが大輪の三本立てでこのほか大輪、中輪、懸がいなどが咲きほこっています。審査の結果、ことしほうは市内伝法の落合政治さんの大輪三本立ての白菊が最高位の富士市長賞にえらばれました。



今泉読書会が 奨励賞を受ける

第14回静岡県読書大会が11月10日、富士宮市公民館で開かれました。席上、富士市今泉読書会（代表青木ひろさん）が全国読書推進協奨励賞の受賞に輝きました。

この今泉読書会は、昭和42年5月今泉婦人会のグループ活動の一つとして発足し、現在では30余名の会員が親睦をかね毎月1回第3木曜日の午後、市立中央図書館で例会を開き、きめられた一冊の本を読み終えた会員が、感想を語り合うほか、島崎藤村の「伊良湖岬」など各地方の文学散歩（旅行）を行っています。

グラフふじ

第11回市総合文化祭

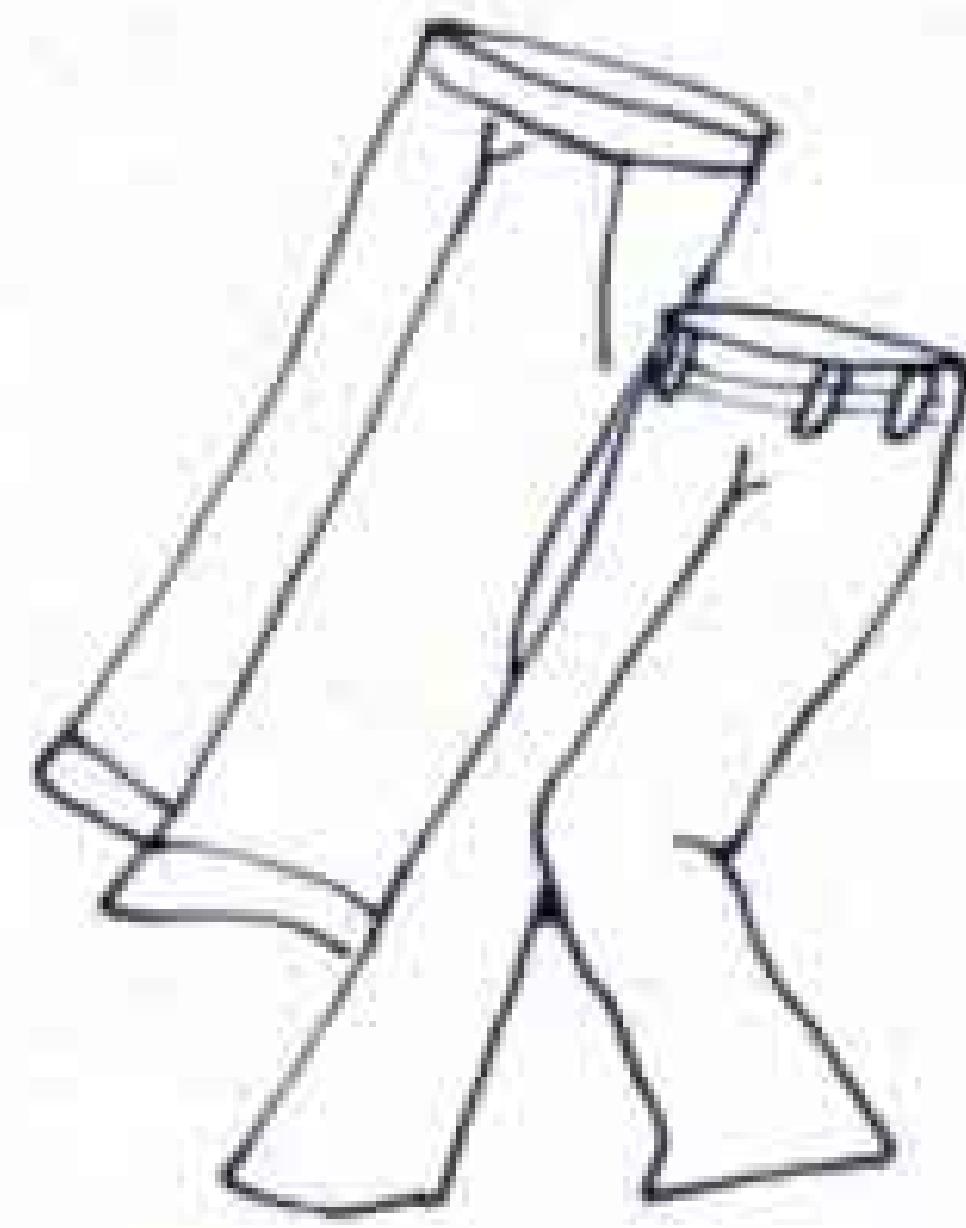
市民会館など3会場で

第11回富士市総合文化祭が11月10日から13日まで吉原市民会館および富士文化センター、鷹岡公民館の3会場で市文化連盟に所属している18部門約6,000人が参加して連日にぎやかに開かれました。初日の11日は民謡と民踊の発表が行われ、2日目の12日は8ミリシネや演劇、音楽などが披露され最終日の13日には、市民会館で邦楽謡曲、茶道、川柳が、また富士文化センターでは、音楽や茶道、鷹岡公民館では邦楽、謡曲、茶道などが行われ3会場ともまずまずの人出でにぎわいました。



くらしのちえ

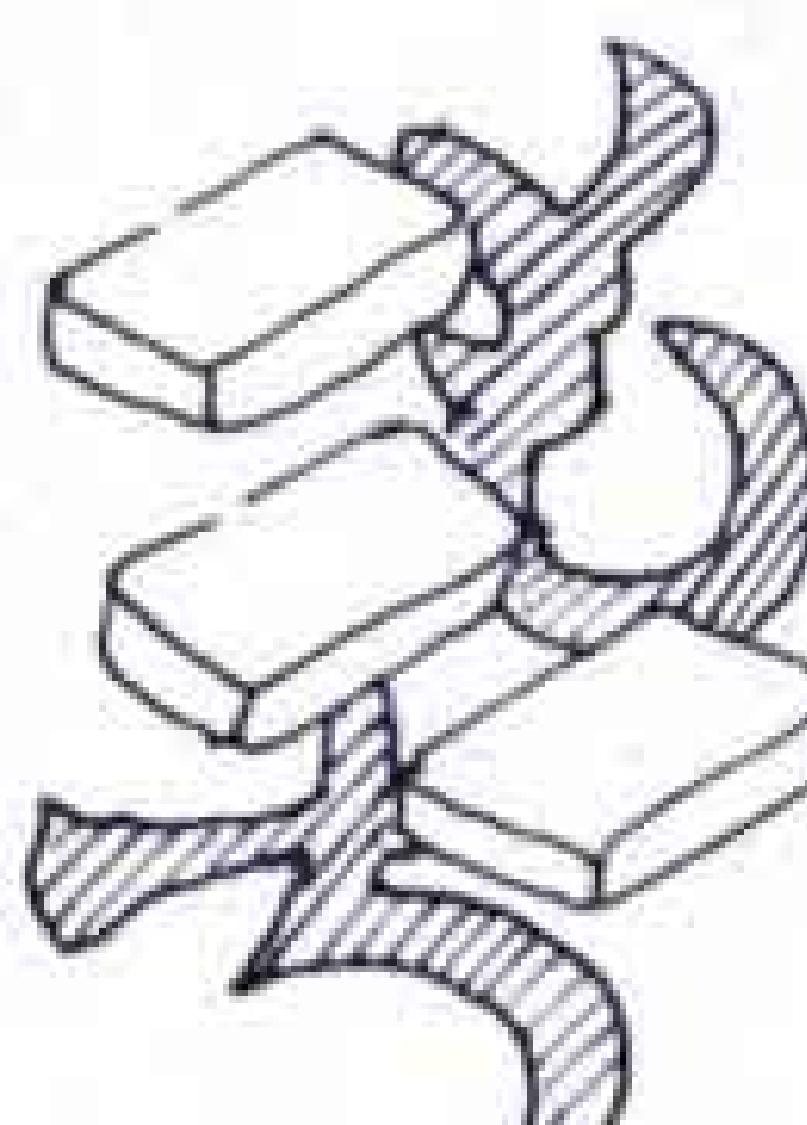
●ズボンのテカテカは



目のつんだギャバジンやサージなどのズボンは、着ているうちにテカテカ光ってきます。できるだけ光らせない方法としては、アイロンをかけるとき、水に1~2錠のアンモニアをたらした中に当て布を浸し軽く絞ってからズボンの上に当てます。こうしてアイロンをかけておくとかなり効果があります。かなり光ってきた場合には、ズボンにスプレーで水をたっぷり含ませてから、光った部分にクレンザーを振りかけ、洗たくブラシで軽くこります。織り目にそって、丹念に繰り返してやることがコツです。

●おモチの保存

モチは柔らかいうちにマッチ箱ぐらに切りそろえ、家族の一回分ずつ三ヵ日分をラップに包んで冷蔵庫に入れておきます。それ以上おく分はフリーザーで冷凍して保存



するのがいちばん。もしフリーザーがいっぱいなら表面にショウチュウをふってからラップで包むと、カビを防ぎます。

●台所の油よごれは

ガス台、壁、天井、換気扇などの油よごれは、強力住まいの洗剤の原液を布につけて拭き、その後、お湯で絞ったタオルで拭きあげます。これで取れないようなコビリついた汚れは強力住まいの洗剤にクレンザーを混ぜたものをスチールウールにつけ、熱いお湯をかけながら、ごしごしがります。水拭きでない場所の油よごれは、乾いたスチール



ウールかサンドペーパーを木片に巻きつけて、こすり落します。

●カゼの予防

カゼの予防には、充分な休息とバランスのとれた栄養をとることが一番です。とくに食品では、のどや鼻の粘膜を丈夫にするピタミンAを欠かさないように。卵黄、レバー、チーズ、バターを始め野菜に多く含まれています。

また外出先から帰ったら、必ずウガイを忘れないで。ビールスを取り去る意味で効果があります。水でもいいのですが2錠の食塩水か番茶ならなお結構です。ヒフを鍛える乾布マサツも有効です。

役所の仕事への苦情や不満は行政相談委員に

役所（国、県、市などの行政官庁国鉄、電報電話局などの公社）の仕事について処理方法がまちがっているとか、説明に納得ができない、役所の仕事が原因で不利益を受けたなどの苦情や相談意見をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

これらの相談に応じてくれるのが「行政相談委員」です。この行政相

談委員は、市内の有識者の中から行政管理庁長官が委嘱しています。自宅で相談を受けるほか市民相談室では、毎月第2および第4金曜日午後1時から午後3時まで市役所2階の市民相談室で開いています。相談は無料、秘密は守ります。お気軽にご相談ください。

（電話51-0123 内線243番へ）

工業統計調査にご協力ください

ことしも、12月31日現在で、製造業を営んでいるすべての事業所を対象に「工業統計調査」が行われます。市の統計調査員が訪問しますので、その節はご協力をお願いします。

通商産業省
広報広聴課統計係

この調査 確かな明日への基礎がため！